

令和元年 11 月 26 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 中原 慎一

室長補佐 小島 千名美

担当係 賃金第二係(内線 7653・7638)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3147

## 令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
利用上の注意	2 頁
主な用語の定義	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	5 頁
2 賃金の改定額及び改定率	6 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金カットの実施状況	9 頁
5 賃金の改定事情	9 頁
6 労働組合からの賃上げ要求状況	10 頁
7 労働組合からの賞与の要求状況	12 頁
統計表	14 頁

令和元年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。  
アドレス(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>)

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

日本全国

#### (2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

#### (3) 調査対象

事業所母集団データベース（平成29年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所）を母集団として、主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者<sup>注1</sup>30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業を調査客体とした。

注： この調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、下記①②のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている労働者としており、本概況の次頁以降では①を常用労働者としている。

### 3 調査事項

- (1) 企業の属性
- (2) 賃金の改定に関する事項
- (3) 賃金の改定事情に関する事項
- (4) 賞与支給に関する事項
- (5) 労働組合との交渉経過

### 4 調査の実施時期及び方法

令和元年8月に郵送調査により実施した。

### 5 調査機関

厚生労働省－調査客体企業

### 6 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

### 7 有効回答率

調査客体企業数は3,549社、有効回答企業数は1,835社で、有効回答率は51.7%であった。

なお、本概況は、調査客体企業のうち、常用労働者100人以上の企業（調査客体企業数は3,224社、有効回答企業数は1,647社）について集計したものである。

## 利用上の注意

- 1 調査の実施時期  
平成21年以降は毎年8月に調査を実施している。平成20年以前は毎年9月に調査を実施していたので、比較の際は留意されたい。
- 2 平均値について  
1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。
- 3 統計表に用いている符号  
「0.0」 …… 表章単位未満のもの  
「-」 …… 当該集計値がないもの  
「…」 …… 当該数値が不明若しくは表章することが不適当なもの
- 4 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

## 主な用語の定義

### 「常用労働者」

雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

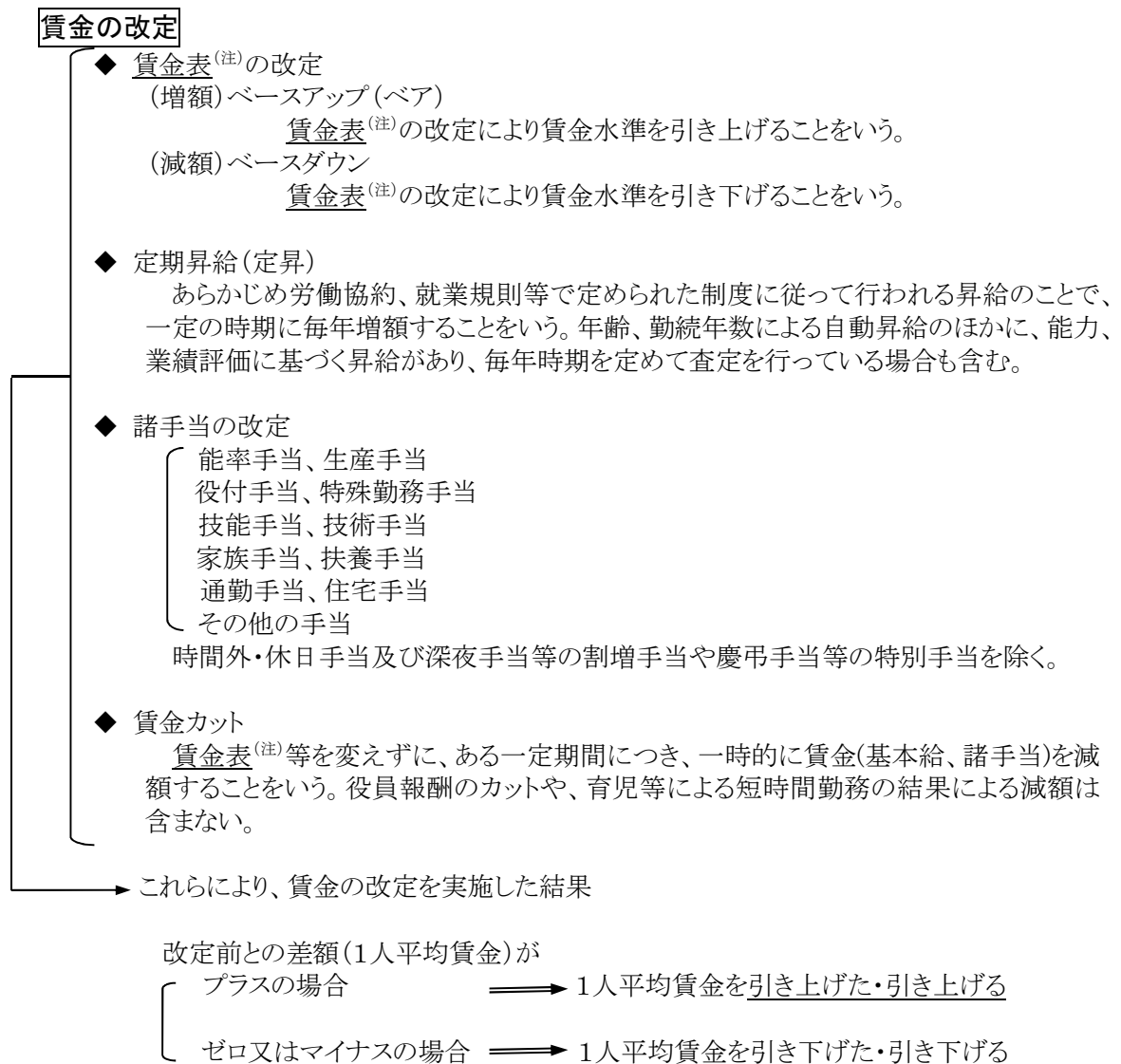
ア) 事業主、社長   イ) 理事、取締役などの役員   ウ) 家族従業員

### 「1人平均賃金」

所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1人当たりの平均額をいう。

### 「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等を行い、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）



注:「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものをいう。

### 「賃金体系維持」

ベースアップの要求を見送り、定期昇給分(定期昇給制度がない企業では、定期昇給相当分)を確保することをいう。「賃金カーブの維持」ともいう。

定期昇給確保を要求し、具体的な要求額を示さなかった場合のみ該当する。

### 「1人平均賃金の改定額及び改定率」

1か月当たりの1人平均賃金の改定額及び改定率をいう。

### 「年間臨給状況」

夏(3月から8月、以下同じ)、冬(9月から翌年2月、以下同じ)の賞与(ボーナス)を交渉し、決定する以下の四方式をいう。

各期型……………その年の夏の賞与交渉においては夏の賞与、冬の賞与交渉においては冬の賞与をそれぞれ決定する方式

夏冬型……………夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定する方式

冬夏型……………冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定する方式

その他……………上記以外の方式

### 「1人平均賞与支給額」

全常用労働者の賞与支給額の総和を常用労働者数で除したものをいう。ただし、年俸制の常用労働者は除く。

### 「1人平均賞与支給月数」

1人平均賞与支給額を1人平均賃金で除したものをいう。

## 結果の概要

### 1 賃金の改定の実施状況

令和元年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は90.2%（前年89.7%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.0%（同0.4%）、「賃金の改定を実施しない」は5.4%（同5.9%）となっている（第1表、付表1）。

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業	(単位 %)									
	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している							賃金の改定を実施しない <sup>5)</sup>	未定 <sup>6)</sup>
		小計 <sup>1)</sup>	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	改定の実施時期 <sup>2)</sup>			改定時期不明 <sup>4)</sup>		
				1～8月のみ <sup>3)</sup>	9～12月のみ <sup>3)</sup>	1～8月及び9～12月 <sup>3)</sup>				
令和元年										
計	100.0	90.3 (85.6)	90.2	0.0	80.8	5.7	3.8	-	5.4	4.3
5,000人以上	100.0	97.1 (94.7)	97.1	-	89.8	3.6	3.7	-	1.4	1.5
1,000～4,999人	100.0	95.5 (92.5)	95.2	0.2	88.6	3.9	2.9	-	3.3	1.2
300～999人	100.0	92.3 (87.0)	92.3	-	81.6	6.2	4.5	-	4.7	3.0
100～299人	100.0	89.1 (84.5)	89.0	0.0	79.8	5.7	3.7	-	5.8	5.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	90.0 (90.0)	90.0	-	90.0	-	-	-	-	10.0
建設業	100.0	100.0 (93.9)	100.0	-	93.9	6.1	-	-	-	-
製造業	100.0	94.0 (89.7)	94.0	0.0	87.8	4.6	1.6	-	4.3	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0 (97.3)	100.0	-	94.6	5.4	-	-	-	-
情報通信業	100.0	97.2 (90.7)	97.2	-	84.1	8.3	4.8	-	2.1	0.7
運輸業、郵便業	100.0	88.7 (86.8)	88.7	-	80.6	3.4	4.7	-	9.8	1.5
卸売業、小売業	100.0	91.4 (87.1)	91.4	-	82.0	5.3	4.1	-	3.8	4.8
金融業、保険業	100.0	90.4 (90.4)	89.4	1.0	79.2	0.4	10.8	-	9.2	0.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	88.2 (86.0)	88.2	-	82.4	2.2	3.6	-	5.3	6.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	97.5 (86.8)	97.5	-	78.1	10.8	8.6	-	2.5	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	79.9 (73.9)	79.9	-	65.9	8.2	5.9	-	11.3	8.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	89.7 (81.6)	89.7	-	69.5	16.4	3.8	-	3.2	7.2
教育、学習支援業	100.0	85.1 (85.1)	82.4	2.6	82.7	-	2.3	-	9.3	5.6
医療、福祉	100.0	86.5 (78.8)	86.5	-	72.6	9.1	4.8	-	6.7	6.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	77.7 (73.1)	77.7	-	66.1	4.8	6.8	-	8.5	13.8
平成30年										
計	100.0	90.0 (87.1)	89.7	0.4	81.2	4.7	4.1	0.0	5.9	4.0
5,000人以上	100.0	94.8 (93.1)	94.4	0.4	89.9	1.8	3.1	-	4.7	0.4
1,000～4,999人	100.0	91.6 (88.5)	90.7	1.0	84.4	3.5	3.1	0.7	5.1	3.2
300～999人	100.0	95.1 (92.0)	95.1	0.1	86.4	5.0	3.7	-	2.7	2.2
100～299人	100.0	88.4 (85.5)	88.0	0.4	79.4	4.8	4.3	-	6.9	4.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	81.5 (81.5)	81.5	-	81.5	-	-	-	18.5	-
建設業	100.0	94.0 (86.0)	94.0	-	86.0	8.0	-	-	3.4	2.7
製造業	100.0	93.5 (92.9)	93.5	-	88.9	1.9	2.6	0.1	4.2	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	93.0 (91.4)	93.0	-	91.4	1.6	-	-	7.0	-
情報通信業	100.0	96.1 (94.6)	96.1	-	91.0	1.5	3.6	-	2.2	1.7
運輸業、郵便業	100.0	84.6 (83.2)	84.6	-	76.8	4.6	3.2	-	11.8	3.6
卸売業、小売業	100.0	86.3 (82.4)	85.0	1.3	74.9	5.6	5.9	-	8.3	5.4
金融業、保険業	100.0	95.1 (95.1)	93.3	1.8	94.3	-	0.8	-	3.6	1.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	98.9 (95.4)	98.1	0.8	91.3	3.5	4.1	-	0.8	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	95.1 (85.6)	95.1	-	78.3	13.2	3.6	-	4.9	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	87.4 (85.1)	87.4	-	73.2	7.0	7.1	-	6.0	6.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	93.1 (92.6)	93.1	-	88.7	0.6	3.9	-	4.8	2.1
教育、学習支援業	100.0	87.4 (85.1)	86.3	1.2	75.5	3.5	8.5	-	9.2	3.4
医療、福祉	100.0	93.0 (83.0)	93.0	-	74.4	14.1	4.5	-	4.3	2.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	85.4 (79.6)	85.2	0.1	71.6	7.8	6.0	-	4.8	9.9

注: 1) 「小計」の( )内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業の割合である。

2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定している、実施時期が示されていない企業をいう。

5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

## 2 賃金の改定額及び改定率

令和元年中に賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金の改定額」は5,592円（前年5,675円）、「1人平均賃金の改定率」は2.0%（同2.0%）となっている。

企業規模別にみると、「1人平均賃金の改定額」は、5,000人以上の企業で6,790円（同7,109円）、1,000～4,999人で5,722円（同5,645円）、300～999人で5,204円（同5,247円）、100～299人で4,997円（同5,039円）となっている。「1人平均賃金の改定率」は、5,000人以上の企業で2.1%（同2.2%）、1,000～4,999人で2.0%（同1.9%）、300～999人で1.9%（同1.9%）、100～299人で1.9%（同1.9%）となっている。（第2表、付表2）

第2表 企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

企業規模・産業	1人平均賃金の改定額 <sup>1)</sup> (円)		1人平均賃金の改定率 <sup>1)</sup> (%)	
	令和元年	平成30年	令和元年	平成30年
計	5,592	5,675	2.0	2.0
5,000人以上	6,790	7,109	2.1	2.2
1,000～4,999人	5,722	5,645	2.0	1.9
300～999人	5,204	5,247	1.9	1.9
100～299人	4,997	5,039	1.9	1.9
鉱業，採石業，砂利採取業	7,125	6,554	2.1	1.9
建設業	8,261	7,361	2.4	2.2
製造業	5,724	6,326	2.0	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	5,023	4,366	1.6	1.5
情報通信業	6,705	6,056	2.1	1.8
運輸業，郵便業	4,777	4,434	1.9	1.7
卸売業，小売業	5,401	4,951	1.9	1.8
金融業，保険業	5,585	6,233	1.4	1.8
不動産業，物品賃貸業	6,909	8,218	2.2	2.5
学術研究，専門・技術サービス業	9,165	8,746	2.4	2.4
宿泊業，飲食サービス業	4,163	4,643	1.8	2.0
生活関連サービス業，娯楽業	4,306	4,929	1.9	2.0
教育，学習支援業	4,696	5,786	1.7	2.0
医療，福祉	3,798	3,632	1.8	1.7
サービス業（他に分類されないもの）	4,026	3,889	1.7	1.7

注：1) 賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均賃金の改定額及び改定率である。

### 3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

#### (1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

令和元年中に賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、管理職の定期昇給（以下「定昇」という。）制度の有無をみると、「定昇制度あり」の企業割合は77.5%（前年78.3%）、「定昇制度なし」は21.8%（同21.1%）となっている。「定昇制度あり」の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」は71.2%（同69.7%）、「行わなかった・行わない」は6.2%（同8.1%）となっている。

一般職の定昇制度の有無をみると、「定昇制度あり」の企業割合は83.5%（同85.1%）、「定昇制度なし」は15.8%（同14.4%）となっている。「定昇制度あり」の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」は80.4%（同80.1%）、「行わなかった・行わない」は3.0%（同4.5%）となっている。

企業規模別にみると、「定昇制度あり」の企業割合が最も高いのは、管理職、一般職ともに1,000～4,999人規模となっている。（第3表、付表3）

第3表 企業規模・産業、管理職・一般職、定期昇給制度の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 <sup>1)</sup>	管 理 職							一 般 職					
		定昇制度あり	定昇の実施状況			定昇制度なし	不明	定昇制度あり	定昇の実施状況			定昇制度なし	不明	
			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した				行った・行う	行わなかった・行わない	延期した			
令和元年														
計	[ 95.7]	100.0	77.5	71.2	6.2	0.2	21.8	0.7	83.5	80.4	3.0	0.0	15.8	0.7
5,000人以上	[ 98.5]	100.0	70.6	67.5	3.1	-	28.1	1.3	91.1	89.1	2.0	-	8.9	-
1,000～4,999人	[ 98.8]	100.0	78.6	76.0	2.5	0.1	21.3	0.1	91.5	90.0	1.4	0.1	8.3	0.1
300～ 999人	[ 97.0]	100.0	77.3	72.9	4.4	-	22.6	0.1	84.6	81.9	2.7	-	15.3	0.1
100～ 299人	[ 94.9]	100.0	77.6	70.3	7.1	0.3	21.5	0.9	82.3	79.0	3.3	-	16.7	1.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 90.0]	100.0	66.7	66.7	-	-	33.3	-	88.9	88.9	-	-	11.1	-
建設業	[100.0]	100.0	87.7	84.7	3.1	-	9.2	3.1	93.4	93.4	-	-	0.4	6.1
製造業	[ 98.4]	100.0	82.8	79.6	3.2	-	17.0	0.2	90.2	89.0	1.2	-	9.6	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	80.3	72.9	7.4	-	19.7	-	100.0	100.0	-	-	-	-
情報通信業	[ 99.3]	100.0	82.3	78.6	3.6	-	17.7	-	85.3	85.3	-	-	14.7	-
運輸業、郵便業	[ 98.5]	100.0	74.7	57.7	17.0	-	25.3	-	78.5	71.9	6.6	-	21.5	-
卸売業、小売業	[ 95.2]	100.0	74.0	69.6	4.4	-	26.0	-	79.8	78.9	0.9	-	20.2	-
金融業、保険業	[ 99.6]	100.0	69.8	69.4	0.4	-	29.2	1.0	79.6	79.2	0.4	-	19.4	1.0
不動産業、物品賃貸業	[ 93.5]	100.0	84.6	76.6	8.0	-	15.4	-	91.5	84.5	7.0	-	8.5	-
学術研究、専門・技術サービス業	[100.0]	100.0	76.9	76.9	-	-	23.1	-	91.6	91.6	-	-	5.5	2.9
宿泊業、飲食サービス業	[ 91.2]	100.0	58.7	48.2	10.5	-	36.5	4.7	68.1	59.8	8.3	-	28.7	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	[ 92.8]	100.0	76.2	69.3	6.9	-	21.5	2.2	77.9	75.4	2.4	-	19.9	2.2
教育、学習支援業	[ 94.4]	100.0	71.2	66.6	4.6	-	25.4	3.4	79.7	76.3	3.4	-	18.3	2.0
医療、福祉	[ 93.3]	100.0	76.9	71.7	5.1	0.2	21.1	1.9	81.1	75.8	5.1	0.2	16.9	1.9
サービス業（他に分類されないもの）	[ 86.2]	100.0	77.7	65.4	10.4	2.0	22.3	-	78.8	69.0	9.8	-	21.2	-
平成30年														
計	[ 96.0]	100.0	78.3	69.7	8.1	0.6	21.1	0.5	85.1	80.1	4.5	0.6	14.4	0.5
5,000人以上	[ 99.6]	100.0	73.1	68.0	5.1	-	25.6	1.3	88.8	86.5	2.3	-	10.7	0.5
1,000～4,999人	[ 96.8]	100.0	74.7	71.5	2.9	0.3	24.5	0.8	87.9	85.0	2.6	0.3	11.4	0.8
300～ 999人	[ 97.8]	100.0	77.2	71.1	6.0	-	22.6	0.2	87.2	83.9	3.3	-	12.5	0.3
100～ 299人	[ 95.3]	100.0	79.0	69.1	9.2	0.7	20.4	0.6	84.2	78.5	5.0	0.7	15.2	0.6

注：1）〔 〕内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。



(2) 定期昇給制度とベースアップ等の区別の有無及び実施状況

賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち、「定期昇給制度がある企業」について、ベースアップ（以下「ベア」という。）等の実施状況をみると、「定昇とベア等の区別あり」の企業割合は、「管理職」は64.3%（前年60.9%）、「一般職」は66.2%（同63.4%）となっている。「定昇とベア等の区別あり」のベア等の実施状況をみると、「ベアを行った・行う」は、「管理職」は24.8%（同24.2%）、「一般職」は31.7%（同29.8%）となっている。（第4表、付表4）

第4表 企業規模・産業、管理職・一般職、定期昇給制度とベア等の実施状況別企業割合

		(単位 %) 管 理 職						
年、企業規模・産業	定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>	定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	不明	
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースアップを行った・行う			
令和元年								
計	[77.5]	100.0	64.3	24.8	39.6	0.0	35.2	0.4
5,000人以上	[70.6]	100.0	78.1	25.4	52.7	-	21.9	-
1,000～4,999人	[78.6]	100.0	75.1	26.3	48.6	0.2	24.5	0.5
300～999人	[77.3]	100.0	78.4	30.2	48.2	-	21.3	0.3
100～299人	[77.6]	100.0	58.7	22.8	35.8	-	40.9	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	[66.7]	100.0	83.3	33.3	50.0	-	-	16.7
建設業	[87.7]	100.0	63.3	16.2	47.1	-	36.7	-
製造業	[82.8]	100.0	65.6	26.4	39.2	-	34.4	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[80.3]	100.0	82.3	23.3	58.9	-	14.4	3.3
情報通信業	[82.3]	100.0	60.7	16.3	44.5	-	37.1	2.2
運輸業、郵便業	[74.7]	100.0	65.0	34.6	30.4	-	35.0	-
卸売業、小売業	[74.0]	100.0	74.1	28.4	45.7	-	25.9	-
金融業、保険業	[69.8]	100.0	74.9	5.6	68.0	1.4	23.7	1.4
不動産業、物品賃貸業	[84.6]	100.0	57.6	12.0	45.6	-	39.4	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	[76.9]	100.0	72.0	19.3	52.7	-	28.0	-
宿泊業、飲食サービス業	[58.7]	100.0	48.5	19.8	28.8	-	48.8	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	[76.2]	100.0	58.8	18.5	40.3	-	41.2	-
教育、学習支援業	[71.2]	100.0	48.7	15.8	32.9	-	48.7	2.6
医療、福祉	[76.9]	100.0	53.9	21.3	32.6	-	46.1	-
サービス業（他に分類されないもの）	[77.7]	100.0	51.3	22.3	29.0	-	48.0	0.7
平成30年	[78.3]	100.0	60.9	24.2	36.6	0.0	38.4	0.7
		一 般 職						
年、企業規模・産業	定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>	定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	不明	
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースアップを行った・行う			
令和元年								
計	[83.5]	100.0	66.2	31.7	34.3	0.1	33.3	0.6
5,000人以上	[91.1]	100.0	83.5	45.5	38.0	-	16.0	0.5
1,000～4,999人	[91.5]	100.0	79.3	38.1	41.0	0.2	20.3	0.4
300～999人	[84.6]	100.0	78.2	35.7	42.6	-	20.9	0.8
100～299人	[82.3]	100.0	60.6	29.6	30.9	0.2	38.9	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[88.9]	100.0	87.5	37.5	50.0	-	-	12.5
建設業	[93.4]	100.0	68.8	24.8	44.0	-	31.2	-
製造業	[90.2]	100.0	69.0	36.0	33.0	-	30.6	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	85.8	34.3	51.5	-	11.6	2.7
情報通信業	[85.3]	100.0	62.3	24.6	37.6	-	35.5	2.2
運輸業、郵便業	[78.5]	100.0	60.6	33.7	26.9	-	39.4	-
卸売業、小売業	[79.8]	100.0	75.9	38.8	37.1	-	24.1	-
金融業、保険業	[79.6]	100.0	78.0	6.1	70.7	1.2	20.8	1.2
不動産業、物品賃貸業	[91.5]	100.0	62.7	20.9	41.8	-	34.4	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	[91.6]	100.0	73.3	29.6	43.7	-	26.7	-
宿泊業、飲食サービス業	[68.1]	100.0	50.2	21.6	26.3	2.3	46.4	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	[77.9]	100.0	59.4	21.9	37.5	-	40.6	-
教育、学習支援業	[79.7]	100.0	46.2	13.4	32.9	-	50.9	2.9
医療、福祉	[81.1]	100.0	54.4	23.7	30.7	-	45.6	-
サービス業（他に分類されないもの）	[78.8]	100.0	51.6	22.9	28.7	-	47.7	0.7
平成30年	[85.1]	100.0	63.4	29.8	33.6	0.0	35.9	0.7

注：1) [ ] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

#### 4 賃金カットの実施状況

令和元年中に賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業における「賃金カットを実施し又は予定している企業」は6.0%（前年6.1%）となっている。これを賃金カットの対象者別にみると、「管理職のみ」は18.7%（同23.4%）、「一般職のみ」は36.9%（同28.1%）となっている。（第5表、付表5）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

年、企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業 <sup>1)</sup>	(単位 %)												不明		
		管理職のみ			一般職のみ			管理職と一般職								
		一部	全員	一部	全員	一般職一部		一般職全員		管理職一部	管理職全員	管理職一部	管理職全員			
						管理職	一般職	管理職	一般職							
令和元年																
計	[ 6.0]	100.0	18.7	17.0	1.7	36.9	36.9	-	37.3	36.1	36.1	-	1.2	-	1.2	7.0
5,000人以上	[ 7.3]	100.0	34.4	25.2	9.2	-	-	-	65.6	65.6	65.6	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	[ 6.0]	100.0	26.6	23.2	3.4	21.5	21.5	-	51.9	48.2	48.2	-	3.6	-	3.6	-
300～999人	[ 6.2]	100.0	30.4	24.5	6.0	36.8	36.8	-	32.7	32.1	32.1	-	0.6	-	0.6	-
100～299人	[ 5.9]	100.0	13.7	13.7	-	39.0	39.0	-	37.1	35.9	35.9	-	1.2	-	1.2	10.3
平成30年																
計	[ 6.1]	100.0	23.4	18.3	5.1	28.1	28.1	-	48.0	47.6	46.3	1.3	0.4	-	0.4	0.5
5,000人以上	[ 7.0]	100.0	16.9	16.9	-	25.4	25.4	-	57.7	46.7	46.7	-	10.9	-	10.9	-
1,000～4,999人	[ 6.5]	100.0	14.4	11.8	2.6	36.2	36.2	-	49.4	45.2	45.2	-	4.3	-	4.3	-
300～999人	[ 7.9]	100.0	26.0	14.8	11.2	17.2	17.2	-	55.0	55.0	55.0	-	-	-	-	1.8
100～299人	[ 5.5]	100.0	23.2	20.6	2.6	32.2	32.2	-	44.6	44.6	42.5	2.1	-	-	-	-

注：1) [ ]内は、賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。  
 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

#### 5 賃金の改定事情

令和元年中に賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」の企業割合が50.0%（前年50.4%）と最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が9.9%（同9.0%）、「雇用の維持」が6.5%（同7.0%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第6表、付表6）

第6表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

年、企業規模	賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業 <sup>1)</sup>	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素									重視した要素はない	不明	
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他			
令和元年													
計	[85.6]	100.0	50.0	6.2	6.5	9.9	0.2	1.7	4.0	4.8	1.6	13.8	1.2
5,000人以上	[94.7]	100.0	47.4	12.3	1.2	6.7	0.5	4.9	1.2	3.1	8.2	11.2	3.4
1,000～4,999人	[92.5]	100.0	45.6	6.0	1.8	10.0	0.4	1.9	9.0	3.4	3.0	17.7	1.1
300～999人	[87.0]	100.0	44.9	8.4	8.6	5.6	0.8	2.9	4.1	4.6	2.1	17.1	1.0
100～299人	[84.5]	100.0	52.2	5.4	6.3	11.4	0.0	1.3	3.6	5.0	1.2	12.5	1.3
(参考)複数回答計 <sup>2)</sup>		100.0	60.5	20.8	30.4	37.6	1.2	11.0	11.0	19.4	4.3	13.8	1.2
平成30年													
計	[87.1]	100.0	50.4	4.5	7.0	9.0	0.1	2.1	5.5	2.5	1.4	16.3	1.3
5,000人以上	[93.1]	100.0	47.2	8.3	2.2	10.7	1.4	2.6	2.8	1.2	4.9	16.8	2.0
1,000～4,999人	[88.5]	100.0	49.2	7.1	2.5	10.0	-	3.2	6.9	2.4	2.3	15.1	1.4
300～999人	[92.0]	100.0	48.4	5.8	8.9	7.6	0.3	1.4	4.1	3.7	2.4	16.4	0.9
100～299人	[85.5]	100.0	51.1	3.9	6.9	9.4	-	2.2	5.8	2.2	1.0	16.3	1.4
(参考)複数回答計 <sup>2)</sup>		100.0	59.6	22.1	30.8	35.9	2.4	9.1	12.9	18.4	2.2	16.3	1.3

注：1) [ ]内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業の割合である。

2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、その他に重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

## 6 労働組合からの賃上げ要求状況

### (1) 賃上げ要求交渉

労働組合がある企業について、令和元年の労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった」企業割合は81.1%（前年78.7%）、「賃上げ要求交渉がなかった」は18.3%（同21.3%）となっている（第7表）。

第7表 企業規模・産業、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

(単位 %)

年、企業規模・産業	労働組合がある企業 <sup>1)</sup>				不明	労働組合がない企業 <sup>1)</sup>
		賃上げ要求交渉があった	賃上げ要求交渉がなかった			
令和元年						
計	[27.4]	100.0	81.1	18.3	0.5	[72.6]
5,000人以上	[76.5]	100.0	83.5	15.9	0.6	[23.5]
1,000～4,999人	[56.6]	100.0	79.0	20.6	0.4	[43.4]
300～999人	[39.5]	100.0	85.8	12.7	1.5	[60.5]
100～299人	[20.6]	100.0	78.6	21.4	-	[79.4]
鉱業、採石業、砂利採取業	[50.0]	100.0	80.0	20.0	-	[50.0]
建設業	[42.0]	100.0	88.9	10.3	0.8	[58.0]
製造業	[36.8]	100.0	78.3	20.6	1.1	[63.2]
電気・ガス・熱供給・水道業	[68.3]	100.0	85.9	14.1	-	[31.7]
情報通信業	[17.8]	100.0	75.4	24.6	-	[82.2]
運輸業、郵便業	[49.1]	100.0	77.0	23.0	-	[50.9]
卸売業、小売業	[22.9]	100.0	91.7	8.3	-	[77.1]
金融業、保険業	[48.0]	100.0	33.3	66.7	-	[52.0]
不動産業、物品賃貸業	[20.6]	100.0	61.5	38.5	-	[79.4]
学術研究、専門・技術サービス業	[23.9]	100.0	83.7	16.3	-	[76.1]
宿泊業、飲食サービス業	[6.3]	100.0	72.9	27.1	-	[93.7]
生活関連サービス業、娯楽業	[13.5]	100.0	80.2	19.0	0.8	[86.5]
教育、学習支援業	[8.0]	100.0	49.2	50.8	-	[92.0]
医療、福祉	[6.3]	100.0	83.2	6.8	10.0	[93.7]
サービス業（他に分類されないもの）	[12.1]	100.0	96.0	4.0	-	[87.9]
平成30年						
計	[27.7]	100.0	78.7	21.3	-	[72.3]
5,000人以上	[75.9]	100.0	80.7	19.3	-	[24.1]
1,000～4,999人	[55.4]	100.0	82.5	17.5	-	[44.6]
300～999人	[34.5]	100.0	88.4	11.6	-	[65.5]
100～299人	[23.1]	100.0	73.7	26.3	-	[76.9]

注：1) [ ]内は、全企業に占める労働組合がある企業又は労働組合がない企業の割合である。

(2) 要求及び妥結の内容

労働組合がある企業について、令和元年の労働組合からの賃上げ要求の内容をみると、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった』企業割合は68.9%（前年65.9%）、『要求内容が「賃金体系維持」であった』は10.6%（同 9.4%）となっている。

妥結した企業について、妥結内容別の企業割合をみると、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった』企業の「具体的な賃上げ額を回答」は83.6%（同85.8%）、『要求内容が「賃金体系維持」であった』企業の「賃金体系維持」は77.0%（同88.1%）となっている。（第8表）

第8表 企業規模、労働組合からの賃上げ要求内容、妥結内容別企業割合

年、企業規模	要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業 <sup>1)</sup>		妥結した <sup>2)</sup>		妥結の内容 <sup>2)</sup>					妥結していない <sup>3)</sup>
					具体的な賃上げ額を回答	具体的な賃下げ額を回答	賃金体系維持	賃金の改定を行わない	不明	
令和元年										
計	[ 68.9]	100.0	98.5	(100.0)	( 83.6)	( -)	( 11.3)	( 2.5)	( 2.5)	1.5
5,000人以上	[ 76.7]	100.0	98.5	(100.0)	( 88.1)	( -)	( 11.1)	( 0.8)	( -)	1.5
1,000～4,999人	[ 70.7]	100.0	97.6	(100.0)	( 82.4)	( -)	( 13.4)	( 1.2)	( 3.0)	2.4
300～999人	[ 74.1]	100.0	96.6	(100.0)	( 79.2)	( -)	( 12.1)	( 2.5)	( 6.2)	3.4
100～299人	[ 65.0]	100.0	100.0	(100.0)	( 86.7)	( -)	( 10.4)	( 3.0)	( -)	-
平成30年										
計	[ 65.9]	100.0	98.6	(100.0)	( 85.8)	( -)	( 11.3)	( 0.2)	( 2.8)	1.4
5,000人以上	[ 71.7]	100.0	100.0	(100.0)	( 90.8)	( -)	( 7.2)	( -)	( 2.0)	-
1,000～4,999人	[ 68.4]	100.0	99.0	(100.0)	( 89.1)	( -)	( 10.9)	( -)	( -)	1.0
300～999人	[ 77.6]	100.0	98.4	(100.0)	( 87.5)	( -)	( 12.0)	( 0.5)	( -)	1.6
100～299人	[ 60.2]	100.0	98.5	(100.0)	( 84.0)	( -)	( 11.1)	( -)	( 4.9)	1.5
年、企業規模	要求内容が「賃金体系維持」であった企業 <sup>1)</sup>		妥結した <sup>2)</sup>		妥結の内容 <sup>2)</sup>					妥結していない <sup>3)</sup>
					具体的な賃上げ額を回答	具体的な賃下げ額を回答	賃金体系維持	賃金の改定を行わない	不明	
令和元年										
計	[ 10.6]	100.0	97.1	(100.0)	( 6.2)	( -)	( 77.0)	( 9.1)	( 7.7)	2.9
5,000人以上	[ 6.2]	100.0	100.0	(100.0)	( -)	( -)	(100.0)	( -)	( -)	-
1,000～4,999人	[ 6.6]	100.0	94.6	(100.0)	( 13.0)	( -)	( 73.7)	( -)	( 13.4)	5.4
300～999人	[ 11.0]	100.0	95.6	(100.0)	( 6.9)	( -)	( 92.1)	( -)	( 0.9)	4.4
100～299人	[ 11.5]	100.0	98.2	(100.0)	( 5.1)	( -)	( 68.1)	( 15.7)	( 11.1)	1.8
平成30年										
計	[ 9.4]	100.0	95.7	(100.0)	( 10.9)	( -)	( 88.1)	( 0.9)	( -)	4.3
5,000人以上	[ 7.8]	100.0	100.0	(100.0)	( 7.5)	( -)	( 92.5)	( -)	( -)	-
1,000～4,999人	[ 11.8]	100.0	100.0	(100.0)	( 13.4)	( -)	( 79.9)	( 6.6)	( -)	-
300～999人	[ 6.2]	100.0	100.0	(100.0)	( 49.0)	( -)	( 51.0)	( -)	( -)	-
100～299人	[ 10.4]	100.0	93.6	(100.0)	( -)	( -)	(100.0)	( -)	( -)	6.4

注：1) [ ]内は、労働組合がある企業に占める要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」又は「賃金体系維持」であった企業の割合である。

2) ( )内は、妥結した企業に占める割合である。

3) 「妥結していない」には、妥結の有無不明を含む。

## 7 労働組合からの賞与の要求状況

### (1) 年間臨給状況

労働組合がある企業のうち、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った」企業割合は75.2%（前年80.4%）となっている。これを年間臨給状況別にみると、「各期型」が49.7%（同46.9%）と最も多く、次いで「夏冬型」が40.8%（同44.9%）となっている。（第9表）

第9表 企業規模、年間臨給状況別企業割合

年、企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 <sup>1)</sup>		年間臨給状況					
			各期型	夏冬型	冬夏型	その他	不明	
令和元年								
計	[75.2]	100.0	49.7	40.8	3.7	5.8	-	
5,000人以上	[69.2]	100.0	33.6	57.0	4.7	4.7	-	
1,000～4,999人	[76.6]	100.0	37.2	51.8	4.6	6.5	-	
300～999人	[85.9]	100.0	46.7	48.3	1.5	3.6	-	
100～299人	[68.6]	100.0	55.9	31.5	5.2	7.5	-	
平成30年								
計	[80.4]	100.0	46.9	44.9	5.2	2.9	0.2	
5,000人以上	[71.7]	100.0	33.5	57.3	5.9	3.4	-	
1,000～4,999人	[78.3]	100.0	39.8	45.1	7.1	7.4	0.6	
300～999人	[78.3]	100.0	45.8	42.0	6.7	4.9	0.5	
100～299人	[82.1]	100.0	49.0	45.5	4.1	1.3	-	

注：1) [ ] 内は、労働組合がある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

### (2) 年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業における賞与要求交渉の状況

労働組合がある企業のうち昨年の冬と今年の夏の賞与の要求交渉を行った企業について、『年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業』における賞与交渉を行った企業割合をみると、「昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業」は53.7%（前年47.5%）、「今年の夏の賞与要求交渉を行った企業」は50.7%（同45.1%）となっている。また、賞与要求交渉を行った企業における「1人平均賞与要求額」及び「1人平均賞与要求月数」は、昨年の冬の賞与で、それぞれ612,678円（同678,082円）、2.42か月（同2.40か月）となっており、今年の夏の賞与で、それぞれ620,098円（同686,365円）、2.44か月（同2.39か月）となっている。（第10表）

第10表 企業規模別昨年の冬・今年の夏の賞与の要求交渉を行った企業割合、1人平均賞与要求額及び1人平均賞与要求月数

年、企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 <sup>1)</sup> (%)		年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業 <sup>2)</sup> (%)	昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業 <sup>3)</sup> (%)	昨年の冬の賞与要求交渉の状況		今年の夏の賞与要求交渉を行った企業 <sup>4)</sup> (%)	今年の夏の賞与要求交渉の状況	
					1人平均賞与要求額 (円)	1人平均賞与要求月数 (月)		1人平均賞与要求額 (円)	1人平均賞与要求月数 (月)
令和元年									
計	[75.2]	100.0	55.5	53.7	612,678	2.42	50.7	620,098	2.44
5,000人以上	[69.2]	100.0	38.3	30.0	844,351	2.69	27.7	901,768	2.82
1,000～4,999人	[76.6]	100.0	43.6	39.4	604,197	2.57	39.5	598,275	2.58
300～999人	[85.9]	100.0	50.3	47.4	511,118	2.15	43.4	450,797	2.18
100～299人	[68.6]	100.0	63.3	63.3	559,796	2.39	60.2	527,634	2.25
平成30年									
計	[80.4]	100.0	49.8	47.5	678,082	2.40	45.1	686,365	2.39
5,000人以上	[71.7]	100.0	36.8	31.3	770,318	2.67	29.3	748,256	2.60
1,000～4,999人	[78.3]	100.0	47.1	43.7	653,908	2.39	40.7	673,005	2.48
300～999人	[78.3]	100.0	50.7	49.5	585,483	2.12	42.3	606,800	2.13
100～299人	[82.1]	100.0	50.3	47.9	692,304	2.37	47.6	686,924	2.24

注：1) [ ] 内は、労働組合がある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

2) 『年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業』とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業の割合である。

3) 「昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める昨年の冬の賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

4) 「今年の夏の賞与要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める今年の夏の賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

(3) 年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業における賞与要求交渉及び妥結状況

労働組合がある企業のうち昨年の冬と今年の夏の賞与の要求交渉を行った企業について、『年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業』における「年間要求交渉を行った企業」の企業割合は41.2%（前年46.1%）となっており、年間要求交渉を行った企業における「1人平均年間賞与要求額」及び「1人平均年間賞与要求月数」は、それぞれ1,607,201円（同1,495,474円）、5.33か月（同5.24か月）となっている。

また、「妥結した」企業割合は39.2%（同45.1%）となっており、妥結した企業における「1人平均年間賞与妥結額」及び「1人平均年間賞与妥結月数」は、それぞれ1,518,223円（同1,562,875円）、5.05か月（同4.81か月）となっている。（第11表）

第11表 企業規模別年間賞与要求交渉を行った企業、妥結した企業割合、  
1人平均年間賞与要求額・要求月数及び1人平均年間賞与妥結額・妥結月数

年、企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 <sup>1)</sup> (%)		年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業 <sup>2)</sup> (%)	年間要求交渉を行った企業 <sup>3)</sup> (%)	要求状況		妥結した企業 <sup>4)</sup> (%)	妥結状況	
					1人平均年間賞与要求額 (円)	1人平均年間賞与要求月数 (月)		1人平均年間賞与妥結額 (円)	1人平均年間賞与妥結月数 (月)
令和元年									
計	[75.2]	100.0	44.5	41.2	1,607,201	5.33	39.2	1,518,223	5.05
5,000人以上	[69.2]	100.0	61.7	53.0	1,841,060	5.86	51.8	1,737,674	5.42
1,000～4,999人	[76.6]	100.0	56.4	53.8	1,551,389	5.12	53.4	1,443,013	4.99
300～999人	[85.9]	100.0	49.7	46.8	1,388,352	4.93	42.0	1,342,451	4.91
100～299人	[68.6]	100.0	36.7	33.2	1,281,755	4.61	32.9	1,144,891	4.19
平成30年									
計	[80.4]	100.0	50.0	46.1	1,495,474	5.24	45.1	1,562,875	4.81
5,000人以上	[71.7]	100.0	63.2	57.4	1,733,888	5.74	57.4	1,863,368	5.23
1,000～4,999人	[78.3]	100.0	52.2	45.4	1,494,295	5.08	44.4	1,400,949	4.92
300～999人	[78.3]	100.0	48.7	46.1	1,314,960	4.81	46.1	1,158,615	4.45
100～299人	[82.1]	100.0	49.7	45.8	1,094,612	4.71	44.4	1,066,154	4.18

注：1) [ ]内は、労働組合がある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

2) 『年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業』とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業の割合である。

3) 「年間要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

4) 「妥結した企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間要求交渉を行い、年間賞与妥結額又は妥結月数の妥結があった企業の割合である。

統計表

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

年	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している								賃金の改定を実施しない <sup>5)</sup>	未定 <sup>6)</sup>
		小計 <sup>1)7)</sup>			改定の実施時期 <sup>2)</sup>						
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1～8月のみ <sup>3)8)</sup>	9～12月のみ <sup>3)8)</sup>	1～8月及び9～12月 <sup>3)8)</sup>	改定時期不明 <sup>4)</sup>			
昭和 57 年	100.0	97.6 ( … )	…	…	92.1	1.1	4.3	…	1.0	1.4	
58	100.0	95.7 ( … )	…	…	90.8	1.9	3.0	…	2.5	1.8	
59	100.0	97.5 ( … )	…	…	92.3	2.0	3.2	…	1.4	1.1	
60	100.0	97.0 ( … )	…	…	91.8	2.0	3.1	…	1.9	1.1	
61	100.0	97.5 ( … )	…	…	93.7	1.7	2.1	…	2.0	0.5	
62	100.0	96.9 ( … )	…	…	92.8	1.7	2.4	…	2.2	0.9	
63	100.0	97.1 ( … )	…	…	93.9	0.8	2.4	…	2.2	0.7	
平成 元年	100.0	98.6 ( … )	…	…	94.8	1.0	2.9	…	0.8	0.6	
2	100.0	98.2 ( … )	…	…	94.2	1.3	2.7	…	1.4	0.4	
3	100.0	99.0 ( … )	…	…	95.3	1.5	2.2	…	0.5	0.5	
4	100.0	98.2 ( … )	…	…	94.9	0.7	2.6	…	1.1	0.8	
5	100.0	94.5 ( … )	…	…	90.3	2.0	2.2	…	3.9	1.6	
6	100.0	94.0 ( … )	…	…	90.9	1.9	1.2	…	3.8	2.2	
7	100.0	94.3 ( … )	…	…	90.6	2.6	1.1	…	4.4	1.3	
8	100.0	94.1 ( … )	…	…	91.4	1.8	0.9	…	4.5	1.4	
9	100.0	93.2 ( … )	…	…	90.8	1.8	0.6	…	5.3	1.5	
10 <sup>7)</sup>	100.0	85.6 ( 84.4 )	…	…	83.7	0.5	1.4	…	11.1	3.3	
11	100.0	80.6 ( 78.3 )	76.8	3.8	76.8	1.5	2.2	…	14.3	5.1	
12	100.0	78.8 ( 76.7 )	75.8	2.9	76.0	1.5	1.2	…	19.1	2.2	
13	100.0	76.0 ( 75.0 )	73.8	2.2	73.8	1.0	1.3	…	21.3	2.7	
14	100.0	68.6 ( 67.4 )	61.5	7.0	65.5	1.8	1.3	…	27.1	4.3	
15	100.0	69.9 ( 68.7 )	62.7	7.2	67.4	1.3	1.2	…	24.1	6.0	
16	100.0	73.3 ( 71.6 )	69.8	3.4	70.9	1.7	0.7	…	21.4	5.3	
17	100.0	76.3 ( 75.8 )	73.5	2.8	75.0	0.6	0.7	…	20.3	3.4	
18	100.0	78.8 ( 78.3 )	77.5	1.3	76.8	1.0	1.0	…	16.6	4.6	
19	100.0	84.4 ( 83.4 )	82.8	1.6	80.6	1.7	2.1	…	13.3	2.2	
20 <sup>8)</sup>	100.0	77.1 ( 76.3 )	74.0	3.1	73.2	2.0	1.9	…	17.6	5.3	
21	100.0	74.6 ( 71.4 )	61.7	12.9	68.7	3.4	1.3	…	21.6	3.8	
22	100.0	78.6 ( 77.0 )	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	-	17.2	4.3	
23	100.0	78.2 ( 75.6 )	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	0.0	18.4	3.4	
24	100.0	79.2 ( 77.9 )	75.3	3.9	74.4	2.5	2.3	-	15.2	5.6	
25	100.0	82.4 ( 80.4 )	79.8	2.5	76.9	2.4	3.0	-	12.9	4.7	
26	100.0	85.7 ( 82.9 )	83.6	2.1	80.0	3.0	2.7	0.0	9.7	4.6	
27	100.0	86.6 ( 85.3 )	85.4	1.2	81.8	1.6	3.2	0.0	8.4	5.0	
28	100.0	87.5 ( 85.6 )	86.7	0.8	81.9	2.5	3.0	0.0	7.1	5.4	
29	100.0	88.0 ( 85.5 )	87.8	0.2	82.6	3.5	2.0	-	6.3	5.7	
30	100.0	90.0 ( 87.1 )	89.7	0.4	81.2	4.7	4.1	0.0	5.9	4.0	
令和 元年	100.0	90.3 ( 85.6 )	90.2	0.0	80.8	5.7	3.8	-	5.4	4.3	

注： 1) 「小計」の( )内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。また、平成21年以前の「小計」には、改定の実施時期不明を含む。  
 2) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。  
 3) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。  
 4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定して、実施時期が示されていない企業をいう。  
 5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。  
 6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。  
 7) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施し又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施し又は予定している(小計)」についても、平成11年調査以降とは接続しない。  
 8) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。

付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	1人平均賃金の改定額 <sup>1)</sup> (円)	1人平均賃金の改定率 <sup>1)</sup> (%)
昭和 55 年	11,487	7.2
56	13,159	7.8
57	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10 <sup>2)</sup>	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
24	4,036	1.4
25	4,375	1.5
26	5,254	1.8
27	5,282	1.9
28	5,176	1.9
29	5,627	2.0
30	5,675	2.0
令和 元年	5,592	2.0
＜うち引上げ <sup>3)</sup> >		
平成 30 年	5,977	2.1
令和 元年	5,851	2.1
＜うち引下げ <sup>3)</sup> >		
平成 30 年	-9,288	-3.1
令和 元年	-7,040	-2.4

注： 賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

- 1) 1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均賃金の改定額及び改定率である。
- 2) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。
- 3) 「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が増額した企業についてのみ、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が減額した企業についての数値である。



付表3 定期昇給の実施状況別企業割合の推移

(単位 %)

年	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 <sup>1)</sup>		管理職の定期昇給			一般職の定期昇給		
			行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	行った・行う	行わなかった・行わない	延期した
平成 17 年	[96.6]	100.0	45.6	9.2	0.8	58.6	8.9	0.7
18	[95.4]	100.0	52.0	7.4	0.2	64.6	7.8	0.3
19	[97.8]	100.0	54.4	6.9	0.1	65.3	6.8	0.1
20	[94.7]	100.0	55.7	10.6	1.0	65.8	9.1	0.8
21	[96.2]	100.0	47.3	18.2	1.9	56.7	17.0	3.6
22	[95.7]	100.0	51.6	13.7	0.9	63.1	11.1	1.5
23	[96.6]	100.0	52.4	15.0	1.2	62.9	13.5	0.9
24	[94.4]	100.0	56.7	11.2	0.7	64.7	9.7	0.8
25	[95.3]	100.0	59.4	8.8	0.6	70.3	6.9	0.7
26	[95.4]	100.0	66.1	6.7	0.2	74.3	5.4	0.4
27	[95.0]	100.0	69.9	6.1	0.4	77.6	5.5	0.1
28	[94.6]	100.0	68.1	5.0	0.8	78.4	3.3	0.5
29	[94.3]	100.0	69.0	6.3	0.6	77.5	5.0	0.4
30	[96.0]	100.0	69.7	8.1	0.6	80.1	4.5	0.6
令和 元 年	[95.7]	100.0	71.2	6.2	0.2	80.4	3.0	0.0

注：1) [ ]内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

付表4 ベア等の実施状況別企業割合の推移

(単位 %)

年	管理職						一般職					
	定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>		定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況			定期昇給制度がある企業 <sup>1)</sup>		定昇とベア等の区別あり	ベア等の実施状況		
				ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う				ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う
平成 17 年	[55.6]	100.0	48.2	12.5	35.6	0.1	[68.2]	100.0	53.6	14.3	39.1	0.1
18	[59.6]	100.0	50.5	11.8	38.7	0.1	[72.7]	100.0	53.7	15.8	37.7	0.2
19	[62.5]	100.0	50.3	18.6	31.3	0.5	[73.6]	100.0	55.6	23.5	31.6	0.5
20	[67.4]	100.0	52.4	19.8	32.4	0.2	[75.6]	100.0	56.7	21.4	35.3	0.1
21	[67.5]	100.0	61.7	12.7	46.3	2.7	[77.2]	100.0	63.6	12.6	48.8	2.2
22	[66.3]	100.0	58.7	9.4	48.4	0.8	[75.7]	100.0	59.8	9.6	49.7	0.6
23	[68.6]	100.0	54.6	11.7	41.1	1.9	[77.2]	100.0	57.9	13.4	43.0	1.5
24	[68.6]	100.0	57.0	9.8	47.1	0.2	[75.3]	100.0	60.0	12.1	47.7	0.2
25	[68.9]	100.0	56.6	11.5	45.0	0.2	[77.9]	100.0	60.2	13.9	45.6	0.8
26	[73.0]	100.0	62.1	18.6	43.3	0.2	[80.0]	100.0	66.8	24.8	41.2	0.7
27	[76.3]	100.0	58.5	20.5	37.8	0.2	[83.1]	100.0	61.2	25.0	36.2	-
28	[73.9]	100.0	57.8	17.8	39.9	0.2	[82.2]	100.0	58.9	23.3	35.4	0.1
29	[75.9]	100.0	61.4	22.9	38.4	0.1	[82.8]	100.0	64.2	26.8	37.4	0.1
30	[78.3]	100.0	60.9	24.2	36.6	0.0	[85.1]	100.0	63.4	29.8	33.6	0.0
令和 元 年	[77.5]	100.0	64.3	24.8	39.6	0.0	[83.5]	100.0	66.2	31.7	34.3	0.1

注：1) [ ]内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

付表5 企業規模別賃金カットを実施し又は予定している企業割合の推移

企業規模	(単位 %)														
	平成 17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年
計	15.3	9.7	10.2	9.3	30.9	23.0	15.2	12.8	14.5	9.0	9.5	10.7	6.3	6.1	6.0
5,000人以上	5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5.9	6.1	7.0	7.3
1,000～4,999人	8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4	6.4	6.5	6.0
300～999人	12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6	5.7	7.9	6.2
100～299人	17.3	8.2	11.2	10.0	30.5	23.7	16.7	13.7	14.4	7.6	9.6	11.1	6.6	5.5	5.9

注：賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。

なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業（予定を含む）と引き下げた企業（予定を含む）を含む。

付表6 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

年	賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他	重視した要素はない	不明
平成 17年	100.0	75.2	8.4	4.3	4.2	0.3	1.9	…	…	5.6	…	…
18	100.0	63.5	8.6	6.4	7.2	0.6	6.2	…	…	7.5	…	…
19	100.0	70.8	5.4	6.9	9.2	0.1	0.8	…	…	6.9	…	…
20 <sup>1)</sup>	100.0	66.2	5.6	6.6	9.4	0.7	2.9	…	…	8.7	…	…
21	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7	5.0
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6
24	100.0	52.0	3.6	5.8	3.8	0.5	1.5	6.3	4.1	2.5	18.3	1.6
25	100.0	58.6	1.9	2.5	3.9	0.2	2.4	5.0	2.0	3.5	18.9	1.1
26	100.0	50.7	4.7	5.2	5.8	1.2	2.7	4.6	2.6	4.0	17.2	1.3
27	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0	1.4
28	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7	1.8
29	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1	1.3
30	100.0	50.4	4.5	7.0	9.0	0.1	2.1	5.5	2.5	1.4	16.3	1.3
令和 元年	100.0	50.0	6.2	6.5	9.9	0.2	1.7	4.0	4.8	1.6	13.8	1.2

注：1) 平成20年調査以前は賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100.0%とした割合であり、比較の際は注意を要する。